

災害時外国人犯罪流言の歴史的反復と象徴的記号化暴力¹

Historical Repetition of the Rumors of Foreigners Committing Crimes During Disasters and Symbolic Encoding Violence

郭 基煥
Kihwan Kwak

要旨

日本では関東大震災以降、非常事態に際して、しばしば外国人が犯罪者としているという流言が拡散している。本稿では関東大震災と東日本大震災時の外国人犯罪流言に絞って、流言拡散の実態と背景やメカニズムを論じる。関東大震災後の流言については、直後に書かれた子供たちの作文から朝鮮人の身体がどのように表象されているか、また震災前の新聞で朝鮮人が国家権力との関係でどのように表象されているか、さらに非常事態の終焉後に書かれた一般市民の作文などで流言と朝鮮人への暴行がどのように回顧されているかを探ることで、筆者が象徴的記号化暴力と呼ぶ暴力が常時、作動していることを論じる。東日本大震災後の流言については、アンケート調査を基に流言拡散の実態を示した後で、外国人犯罪流言が、日本人のモラルの高さを賞賛する日本人鼓舞言説と被災地で犯罪が横行しているという被災地犯罪流言という二つの言説間の矛盾を解消する構造的役割を果たすことで、拡散した可能性があることを論じる。

1. はじめに：災害時犯罪流言の歴史的反復

日本では非常事態が発生するたびに、外国人が犯罪をしているという情報を根拠や出所が不明なまま事実として人々が伝達する現象、すなわち外国人犯罪流言²が頻繁に発生している。1923年の関東大震災から終戦まで、死者数が三桁に上る地震災害は、関東大震災を含め8件に上る³が、このうちの昭和三陸地震、鳥取地震、東南海地震の3件を除いて、外国人犯罪流言が拡

¹ 本稿は現象学社会科学会第41回シンポジウム「人種差別に抵抗する現象学と社会学」における発表を元に若干の修正を施したものである。

² 関東大震災時の朝鮮人は、「日韓併合」後だったため、法的には日本人であったが、その法的地位は、前後の歴史を考えれば、明らかに例外的な状況であったこと、また当時においても社会関係や日本人（「内国人」）の一般的な認識において、朝鮮人が異他的な存在として見なされていた現実を考えて、外国人という概念に含める。外国人犯罪流言という概念は私が考案したものである（郭、2023）。

³ 関東大震災以降は、1925年北但馬地震、1927年北丹後地震、1930年北伊豆地震、1933年昭和三陸地震、1943年鳥取地震、1944年昭和東南海地震、1945年三河地震と続く。

散していることが自治体発行の災害誌などで確認できる⁴。戦後に起きた二件の大規模地震、すなわち阪神淡路大震災と東日本大震災においても、外国人犯罪流言は発生している⁵。

災害時の外国人犯罪流言についての研究は重要な意義をもっている。なぜなら、第一に、戦前も戦後も大規模災害時に外国人犯罪流言がつきもののようになっている現実からは、次の災害時においても同様の流言が拡散することが予想されるからである。実際、2024年の能登地震でも外国人犯罪流言が拡散している⁶。

第二に、外国人犯罪流言は、種々の流言の中の一つであるとはいえ、他の流言とは一線を画す暴力性を内在させているからである。すなわち、流言のターゲットにされた外国人に対するマジョリティ国民による暴力を喚起する力を内在させているためである。これに関しては、次の二点に注意すべきである。一つは、災害という状況の中で拡散する外国人犯罪流言は、それを事実として信じた人々に、「人々が苦しんでいるときになぜそのようなことをするのか」という強い怒りや懲罰感情、不信感を引き起こす点である。このため、外国人犯罪流言はしばしば当該外国人を「我々」とは根本的に異質な存在として悪魔化し、彼ら・彼女らに対する暴力を正義の執行として錯誤させるのである。注意すべきもう一点は、非常時の環境において、人々は他の被災者がさらなる被害に逢わないようにという「善意」に促されて、流言を他者に伝達する傾向があるという点である。伝達することが誰かを救うことであるという伝達者の主観的な意識は、流言に内在する暴力性の認識を遠ざけるように機能する。

第三に、外国人犯罪流言は、流言の一つであると同時に、それ自体、明白な差別言説だからである。ターゲットにされた外国人に対する物理的な暴力が随伴しなかったとしても、言葉の暴力としてマジョリティ国民とマイノリティ間の相互の関係にダメージを与え、マイノリティ当事者の自尊心を傷つける。さらに、災害後の混乱が沈静化するにつれ、外国人犯罪流言が人々の間で語られなくなるとしても、いったん拡散した情報とイメージは是正されることなく、人々の集合的無為意識に沈殿していくことにも注意が必要である。たとえば、太平洋戦争末期においては、空襲後などに、関東大震災時と酷似した、朝鮮人が放火しているとの流言や、関東大震災時の流言の内容を依然として事実として誤認したまま、当時のことを引き合いに出したうえで、朝鮮人に犯罪を帰属させて語る流言が、たびたび拡散している（郭 2023:276-280）。この事実は外国人犯罪流言が沈殿と再活性化のプロセスを辿ることを示している。

⁴ なお、風水害の発生時には、災害誌を確認する限り、戦前戦後を通して外国人犯罪流言が拡散した記録は確認できない。外国人犯罪流言は、地震災害の発生時に拡散する傾向があると言える（郭、2023:239-244）。なお、戦争という広義の災害時にも、「朝鮮人が若い女性の肉を食っている」等の荒唐無稽な外国人犯罪流言が大量かつ長期に渡り、関東以北の各地で出回っている（郭、2023:245-272）。

⁵ 阪神淡路大震災時にも拡散したことは、日本消防協会（1996:121）などで確認できる。東日本大震災時の外国人犯罪流言については本文3.で論じる。

⁶ 『朝日新聞』朝刊（2023年4月23日付）によれば、中国人窃盗団の噂を聞いた消防団員がバールやハンマーを用意して警備活動を行っていたという（郭、2024）。

以上の点を考慮するとき、災害時の外国人犯罪流言は喫緊の研究テーマだと言える⁷。そこで、本稿では、関東大震災と東日本大震災時の外国人犯罪流言に絞って、流言拡散の実態を概観したうえで、拡散の背景とメカニズムに迫りたい。ここで、筆者が特に念頭に置いているのは、なぜ拡散が抑制されないのかという問いである。こう問うのは二つの理由からである。一つには、推定無罪という法における原則が生活世界における基底的な規範でもあるという点に関わる。「泥棒はいけない」等の特定の行為を禁じる個別的な規範が有効であるためには、どんな場合でも、むやみに人を犯罪者扱いしてはいけないという基底的な規範が前提になる。後者の規範が社会に定着していない場合、前者の個別的な規範は、他者を貶める道具に墮すことで、それ自体、暴力性を帯びてしまう。曲がりなりにも社会が成立している以上、その社会には他者をむやみに犯罪者扱いしてはいけないという基底的な禁止の規範が成立していると考えられる。非常時の外国人犯罪流言は、この基底的な禁止の規範を逸脱するものである。したがって、非常時の外国人犯罪流言がなぜ拡散したかという問題は、基底的な規範が外国人犯罪流言の拡散に対するブレーキとしてなぜ機能しなかったのかという問いとして考えることができる。

もう一つの理由は、外国人犯罪流言が歴史的に反復しているという点に関わる。日本では関東大震災において、流言が元で数千人と言われる朝鮮人が亡くなっている。残忍な殺害はしばしば公衆の面前で行われており、当時の新聞にもしばしば「朝鮮人虐殺」という表現を用いて論じられていた。悲惨な事件は公然の事実だったのだ。だとすれば、この事件が教訓となり、災害時に特定の集団を犯罪者として語ることを抑制しようとする規範意識が拡散にブレーキをかけることを期待してもいいように思われる。歴史的な背景を考えれば、関東大震災以降に関しては、なぜ教訓が生きなかったのかと問うことは自然なことであろう。

以下、2.では1923年の関東大震災時の流言について、3.では2011年の東日本大震災時の流言について論じる。

2. 関東大震災時の朝鮮人犯罪流言

(1) 流言の内容

関東大震災時の朝鮮人を標的にした流言の内容は極めて多様である。警視庁が発行した『大正大震災火災誌』（1925）には、放火、爆弾投下、井戸や池への投毒、毒薬撒布、婦女暴行、殺人、強盗、略奪、殺戮、駅・交番などへの襲撃、銃や機関銃の携行あるいは使用などの流言が流布していたことが記されている。もちろん、これらの流言はのちに完全に事実無根であったことがわかっていく。

⁷ 災害時の外国人犯罪流言の研究は、ことの性質上、災害研究と差別研究の交差する領域に位置するが、災害研究または災害情報学研究においては、差別言説としての側面、差別の社会学研究においては、災害時の流言の一つであるという側面を軽視する傾向がある（郭、2023：14-16）。

朝鮮人の仕業として語られた犯罪は多様である一方で、スリや空き巣や詐欺といった犯罪については、朝鮮人がしたという流言が拡散した事実は確認できない。経済的な利益の獲得を目的とした、このタイプの犯罪は、関東大震災時、実際には相当程度、横行していた⁸。当時、当局は自らが朝鮮人犯罪流言を拡散する役割を果たしてしまった負い目もあって、「できうる限りデマを事実にしよう」と（山田、2003: 93）という意図の元で、アリバイ作りのための朝鮮人による犯罪の調査を徹底しているが、その司法省が発表した調査表には、朝鮮人による窃盗が 11 件あったことが記されている⁹。その一方で、こうした窃盗等の軽犯罪と朝鮮人を結びつけた流言が拡散した形跡はない。興味深いことに、震災後には遺体から指輪を盗んだ人がいるという流言も広がっているが、この犯罪も朝鮮人を結びつけて語られることはなかった¹⁰。つまり、関東大震災時の流言で朝鮮人に押し付けられた犯罪は、経済的利益の獲得を目的とする行為、したがってエゴイズムのイメージと結びつく行為ではなく、社会や国家、人間の破壊を目的にするか、身体に対する直接的な暴力行為、したがってテロリズムのイメージと結びつく行為に奇妙なほどに厳密に限られていたのである。

なぜか。後述するように、新聞メディアは、その誕生から関東大震災発生時までの数十年の間、朝鮮人について繰り返し「暴徒」「不逞鮮人」などの語と共に語っている。1923 年の流言は、その時点までの間、メディアを通して拡散されてきた植民地支配下の朝鮮人に対するイメージを投影する形で発生しており、当時の朝鮮人犯罪流言は長期に渡って作られてきた朝鮮人イメージの暴走だったと言える。

(2) 朝鮮人についての語り方の特徴と流言の拡散：象徴的記号化暴力

震災直後に書かれた二つの作文集、すなわち『子供の震災記』（初等教育研究会、1924。以下、『震災記』と略記¹¹）と『震災記念文集—東京市立小学校児童 全七巻』（東京市学務課、1924。以下、『記念文集』と略記¹²）の作文には朝鮮人が暴行を受けている様や暴行を受けた後の様を描いているエピソードが何件か含まれているが、そうしたエピソードを読んで驚かされるのは、朝鮮人の身体が覚える痛みに対する無関心である。

⁸ 東京区裁判所が発災後から 10 月末までに受け付けた窃盗の数は、4409 件である（山田、2003: 95）。

⁹ アリバイ作りのためのこの調査表の欠陥については、山田（2003: 94-96）参照。

¹⁰ 子どもの作文集である『子供の震災記』（初等教育研究会、1924。注 11 も参照）には、「或るものは死んだ人の手から、指輪をぬすむ商売をしたそうです」（338）という記述があるが、この流言は、朝鮮人ではなく、「或るもの」と結びつけられている。なお、同著には検閲を受ける前の版と後の版があるが、参照にしたのは検閲前の版である。この流言は東日本大震災時に中国人に押し付けられて拡散している（3. 参照）。

¹¹ 『震災記』には、当局による検閲前の版と後の版があり、校閲後の版は朝鮮人についての流言に関連する箇所は例外なく改ざんされている。ここでは校閲前の版を用いる。

¹² 『記念文集』は各学年ごと全 7 巻で構成されているが、朝鮮人犯罪流言に関する記述のある作文はすべて抜粋されて、琴乗洞（1997）に収録されている。『記念文集』からの引用は、琴乗洞編（1997）から行う。

「馬が死んでいますよ」というので、其方を見ると、どぶの中へ横になって死んでいるのが見えた。それを見たとき、僕はかわいそうと思った。〔中略〕へんなところを通って、鮮人¹³の死んだのも見た。まわりに人が大勢たかっていて、よく見えなかったが、ようやくすきまから見た。きずだらけになっていて、腹のあたりには、何にも着ていなかった。上野公園の石段を、人が黒山のように上がったり下がったりしていた。池のはたからお茶の水を通してうちへ帰った¹⁴（『震災記』：266。尋常小学校4年作）

不思議に思いながら、歩いて行くと、二人の巡査に、両方からつかまえられながら、ひとりの朝鮮人が、血だらけになって、つれられて行くのにあった。そこで、はじめてこれは鮮人が東京をこの震災に乗じて全滅させようとしているのだとわかった。（『震災記』：46。尋常小学校6年作）

最初のエピソードでは、傷つけられ死んでいることが明らかな朝鮮人に対してどんな感想も記されていない一方で、馬の死に対しては「かわいそう」という感想が記されている。朝鮮人の死は一つの風景に過ぎない。朝鮮人の身体は死があり得ないモノとしてある。次のエピソードでは、朝鮮人の血を見て、東京を全滅させようとした結果、捕まったのだという解釈を断定的に示すのみで、いかなる共感も同情も記されていない。

この二つ以外のエピソードを見ても、朝鮮人の身体について書かれた作文から、朝鮮人を痛みを覚え、痛みを訴え、自己について説明をする人間として捉える感性を見出すことは難しい。朝鮮人の負傷や死は、人間が被った出来事としてではなく、モノもしくは根本的に暴力的な生物としての「鬼」が被った出来事として描かれている。朝鮮人の死や負傷は、身体から人間性（人間であるということ）を差し引いて記されている。

注意すべきは、朝鮮人犯罪流言もまた、朝鮮人の身体から人間性を差し引いた語りであったという点である。関東大震災後の状況は、当然のように日本人の命と同じく朝鮮人の命を脅かすものだった¹⁵。そして、必死に避難をしている存在として朝鮮人を考えたとすれば、放火や襲撃など、自分の命をも危うくする行為をしているという情報がもっともらしさを得ることはなかったはずである。しかし、実際には、そうした情報が事実として誤認され、流布していた。朝鮮人がテロリスト的な犯罪をしている情報は、その身体から、痛みを覚え、痛みを訴え、自己につい

¹³ 「鮮人」は明らかな蔑称であり、避けるべき語であるが、当時の状況を分析する本稿ではそのまま使用することとする。

¹⁴ 作文集からの引用にあたっては、旧仮名遣いは現代仮名遣いに変更し、カタカナ書きはひらがな書きにし、旧字は新字に変更した。

¹⁵ 常識的に考えれば、異郷に生きる朝鮮人にとって、災害後に命を守ることは日本人（内地人）以上の困難があったと考えられる。

て説明する存在としての人間性を差し引いて朝鮮人を捉える図式によってもっともらしさを得ていたのだと考えられる。

そう考えれば、流言のあとに暴行が広がった悲惨な展開は、必然的なものだったと言える。朝鮮人の身体から人間性を差し引いて朝鮮人を捉える図式が一般化しているからこそ、流言が拡散し、暴行が広がったのだ。流言のあとに暴行が広がったからと言って、流言を暴行の原因として捉えるのは早計である。問題は、流言と暴行を共に引き起こした共通の要因としての、身体から人間性を差し引いて朝鮮人を捉える図式である。

この図式に基づく言説の実践は、朝鮮人をコミュニケーションする主体ではなく、ただ語られるだけの客体、純粋な記号に貶めるという意味で、象徴的記号化暴力¹⁶と云う。震災後の流言は象徴的記号化暴力の実践である。

では、震災後、象徴的記号化暴力としての流言がなぜあれほどに急速かつ広範囲に拡散したのか。以下では、特に民衆が流言を信受・伝達した背景として、1923 年までの間に朝鮮人がどう表象されてきたかを新聞メディアを中心に確認したい。

(3) 流言の背景としての関東大震災前の新聞の朝鮮人表象

関東大震災以前の日本ではマスメディアは新聞に限定されている。そのことを前提に、新聞での朝鮮人表象について論じる前に二点ほど指摘しておきたい。一点目は、日本人が朝鮮人に顔を見合わせて出会うことがほとんどなかった時期から、新聞は朝鮮人について書いていたということ、したがって、イメージの原型の生成に新聞が決定的な役割を果たしたと考えられるということである。二点目は、1910 年の日韓「併合」¹⁷以降、朝鮮人の日本への流入が進んだとはいえ、震災のあった 1923 年の時点では、依然として両者の出会いは限定的で、朝鮮人イメージを広範に形成するには至っておらず、依然として新聞表象の影響力が甚大だったと考えられることである。

まず、長期的なタイムスパンの中で見た場合の、朝鮮人関連の記事の傾向を確認しておく。当時の朝鮮人に関する記事には、しばしば「朝鮮暴徒」や「怪鮮人」など、朝鮮人に対する否定的なイメージを喚起する語（以下、朝鮮人否定語とする）が登場する。当時の記事で頻出する朝鮮人否定語は、「暴徒」「怪」という語のほか、「賊」「不逞」がある。では、四つの朝鮮人否定語のうちのいずれかと朝鮮または韓という語が同時に見出しに用いられている記事（以下、朝鮮人

¹⁶ 言葉を通して、語られるだけの対象に貶める暴力として、この語を用いる。

¹⁷ 「併合」という用語または概念は、日本と大韓帝国期の朝鮮の双方の合意の上で朝鮮が大日本帝国の一部となったということを含意するため、常に批判的となっている。

否定語記事）は、当時、どの程度、書かれていたのか¹⁸。『朝日新聞』の「クロスサーチ」で集計すると、図の通りの結果になる¹⁹。

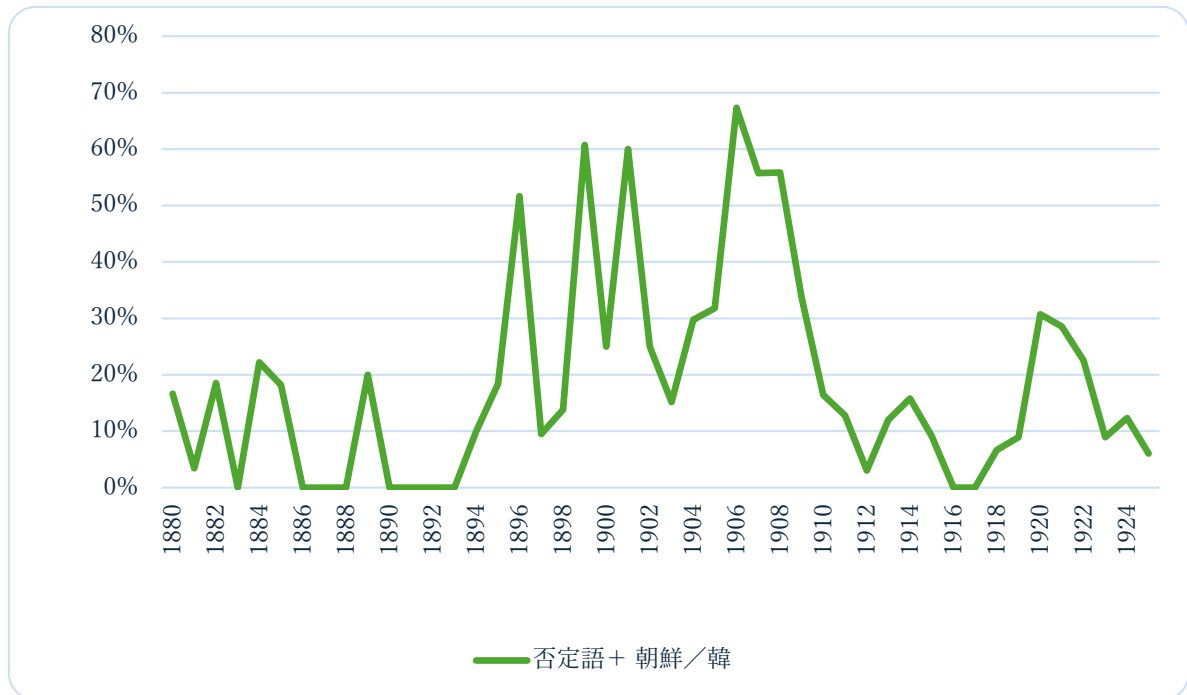


図1 朝鮮人否定語記事の割合

朝鮮人（または「韓国人」²⁰）について書かれている記事全体の中で朝鮮人否定語記事は、もっとも多い時ではおよそ70パーセントに達している。また、1895年10月に朝鮮公使三浦梧楼首謀の下で朝鮮の王妃が殺害される事件が起きたことを契機に朝鮮各地で義兵闘争が活発化した1896年から日韓「併合」の1910年までの14年の間では、朝鮮人否定語記事が過半数を占める年が6度に及ぶ。1920年から再び朝鮮人否定語記事が増加するのは、1919年の3.1独立運動と大日本帝国の武力鎮圧以降、中国東北部で武装闘争が激化したことが背景にある。植民支配に抵抗する運動が激化・増加すると、朝鮮人否定語記事が増えるのである。

¹⁸ 朝鮮人に対して「暴徒」と「不逞」の語が用いられた記事は、外村大が『朝日新聞』のデータベースを用いて分析している（2011）。

¹⁹ 個々の記事の件数と朝鮮語否定語記事の増減に影響を与えている時々的事件の詳細については、郭（2023）を参照。

²⁰ 朝鮮の国号が「大韓帝国」だった一八九七年から一九一〇年の「併合」までの十余年の間は日本の新聞も原則的に「韓国人」または「韓人」という名称を用いている。

その内容はどのようなものだったのか。朝鮮人否定語記事の急激に増えた 1896 年の報道のうちで第一面に掲載された長文の記事「雑報 朝鮮の暴徒」(2 月 13 日『東京朝日新聞』)を見てみよう。同記事は、①「朝鮮京畿道驪州」で「暴徒起こり、やや猖獗なり」の一文で始まり、②暴徒数百人により監視所工夫二名が殺されたかもしれない、その他にも二名が襲われたとのことである、と被害の詳細が記されたあと、③「下士卒以下九名を派遣し」「暴徒を撃退し、すみやかに電線の工事を終わることを命じたり」と、軍の行動を記していったん結ぶ。そのあと再び日本人の被害を挙げ、軍が「暴徒」と戦ったが、「敵」の数が多く「撃退」できなかったので、援軍を送るよう命じたと報じている。

実は 1923 年までの朝鮮人否定語記事のほとんどは、個々の内容が異なっている形式の点では、「雑報 朝鮮の暴徒」のそれと一致している。すなわち、基本のプロットは、①朝鮮人暴徒の発生→②日本人の被害→③軍による暴徒の鎮圧という流れである(郭、2023 : 143-150)。①②③の各々における記述にも一貫した特徴がある。①の記述における第一の特徴は、「暴徒」の発生を報道しながらも、その原因や意図については報じないことである。朝鮮側の視点、そして現在の歴史学の常識的な視点に従えば、原因は「併合」以前では日本の侵略であり、「併合」以降では植民地支配であり、目的は侵略または支配に対する抵抗または独立の回復であることは明白である。第二の特徴は、原因や目的を報じることがないまま、抵抗者に繰り返し「暴徒」等のレッテルが張られていることである。最後に挙げられるのは、暴徒にはその個別性を示す名前も社会的属性も書かれていないということである。朝鮮人暴徒は個別性のない暴徒として記されている。

新聞記事における暴徒等のレッテル張りの反復的使用と、日本の侵略または植民地支配という原因と抵抗運動であるという目的の盲点化との間には必然的な関係がある。すなわち、朝鮮人否定語は、原因や目的を書かないままに事象を理解可能なものにするという機能を果たしているのである。彼らは暴徒である。だから、理由もなく、目的もなく、騒動を起こす、という訳である。原因と目的を書くことは、植民地支配の正当性に疑念をもたらすことにつながる。だからこそ、書かれていなかったのだとすれば、「書くことのできる言説」の構造が朝鮮人と否定語の結合をもたらし、朝鮮人が語る言葉や、朝鮮人の個別性と身体性を消去したと云う。「書くことのできる言説」の構造が象徴的記号化暴力を必然化したのである。

さらに、日本人の被害を述べる②における特徴として指摘できるのは、朝鮮人暴徒について個別性が記述されないこととは対照的に日本人被害者には多くの場合、名前や属性が記されていることである。読者の共感が可能な記述なのである。最後に③の特徴は、軍の鎮圧が暴徒に対する対応として記されていることである。正義の執行として表象されているのである。

プロットと各プロットの記述上の特徴を見れば、等価的なストーリーを思い浮かべるのはたやすい。もちろん、鬼退治である。1923 年まで、新聞というほとんど唯一の報道メディアは、繰り返し、朝鮮人を「鬼」として、日本人が被害に遭い、軍が「征伐」に乗り出すストーリーを掲載し続けていたのであり、象徴的記号化暴力をふるい続けてきたのである。震災時の流言は蓄積

されてきた象徴的記号化暴力の凝縮的反復であり、暴行は「鬼退治」のプロットの現実化であり、「実演」だったと言える。

(4) 流言と朝鮮人虐殺事件を振り返る事後の言説

関東大震災後の流言は拡散の規模と速度、そして国家が関与したという点で、朝鮮人への暴行は、官憲に加え一般市民が暴力主体となり、しばしば公衆の面前で行われていたという点、またその残虐さの点で、きわめて特異な出来事だった。事後の言説空間の大勢は、その特異性を消去することで、出来事を馴致していくというものだったと言える。特異性を消去する方法²¹として、第一に挙げられるのは、法則化と同等化である。

鮮人のうわさがあった。それは青年団や色んな人が、中学くらいの人に「もしも鮮人が来たら、めちやくちやになぐってしまえ」と言っていた。そんな言わなくても、鮮人も善い人がいるかもしれない。横浜のあき本さんのそばに鮮人がひなんしたのを、悪いこともしないのにころしたりした。これも実によくないことである。鮮人がつけ火をしたり、井戸に毒を入れたりするのもよくない。また人が困っているのに、ピアノをひいたり、うたをうたったりするのもよくない。こういう時には、よい人も悪い人もいる。（『震災記』：233。尋常小学校六年作）

鮮人鮮人とおびやかす人のさわざは四五日も続いた。[中略]。こういう^[ママ]と話にまた流言に、夢のような一ヶ月が過ぎた。けれども、ずいぶん、今考えると、馬鹿げたことをしたと思う。今でも色々と人の作り言葉が時々、来る。「来月あたりに、また前と同じような地震が来る」とか、「一ヶ年の内に来る」等と、さまざまと流言する。私等第二の国民はこんな流言に心配せず世界に数のないような新大東京の建設に注意し、またこの帝都の市民と仰がれようではありませんか。（『震災記』：304）：高等小学校二年作）

最初の尋常小学校六年の作文では、日本人の現実の悪行と朝鮮人の虚構に過ぎない悪行を同様のものとして並列すると共に、緊急事態においては人の善悪の側面が現れるものと法則化して述べることで、日本人による暴力的な言動を災害時における普遍的な事象の一つに組み込み、その特異性を消している。次の高等小学校の作文では、朝鮮人への暴行に走らせた流言とそれ以外の流言を同等のものとして論じることで、朝鮮人犯罪流言を馴致している²²。

²¹ 方法といっても、以下に述べるものが意図的なものだったと考えている訳ではない。あくまで結果的に特異性を消去する媒介役を果たしたという意味で「方法」という語を用いている。

²² もちろん法則化や同等化は子供の作文にのみ見られるものではない。当時の新聞の社説においても——もう少し洗練された形で——見られる（郭、2023：193 - 199）。なお、関東大震災時の朝鮮人犠牲者に対する追悼文の送付を中止するに当たって小池都知事が述べたロジック、すなわち「犠牲となったすべての方々に哀悼の意を表しており、個々の行事への送付は控える」（2023年8月17日『朝日新聞』）も同等化の一種である。

特異性の打消しの方法として次に挙げられるのは、日本人の被害者化である。ここで私は災害そのものによる被害のことではなく、流言の被害のことを言っている。つまり、流言の被害者として日本人を呈示することである。

その夜は一晩中、方々に起る関の声や、呼子の笛、駆け出す足音で、〔中略〕生きた心地はありませんでした」(『十一時五十八分—懸賞震災実話集』(震災共同基金会編、1930) 23 : 109)

『十一時五十八分—懸賞震災実話集』には、流言が広がったあと、人々が自警団を作り夜警をしていた様を、恐怖の体験として書かれているものが相当数に上る。ほとんどの場合、この時点においても、当時の流言が虚偽の情報だったことが明瞭に書かれていることはなく、流言で言われていたことについては肯定も否定もしていない。事実無根の朝鮮人犯罪について判断を保留したまま、実際には加害者であるか、加害者の側にいた日本人が被害者として記されている。

事後における特異性の打消しの方法として第三に挙げられるのは、日本人の美化である。『東京朝日新聞』は、震災一周年の1924年8月に特集記事「震災記念 一年前を偲ぶ 隠れた功労者」を組んでいるが、19回のうちの3回で、震災時に朝鮮人を救った日本人の話を掲載している。三つの記事はほぼ同じプロットで書かれている。すなわち、①「災難としての暴行・流言」→②「英雄的日本人」→③「朝鮮人の感謝」である。①の記述の特徴は、流言の流布や暴行をした日本人については属性も氏名もなく、匿名的に書かれていることだ。流言と暴行はあたかも一つの自然災害であるかのように書かれているのである。②の特徴としては、実名が記された日本人が英雄的に描かれていることだ。そのうえで、③で自然災害化された暴行に立ち向かう英雄的な日本人の行為に対して、命を救われた朝鮮人が感謝をする場面が記述されている。たとえば、三本のうちの初出の記事「鮮人学生の命の親」では、ある日本人(新聞では実名入り)に救われ、いったん帰郷したあと、東京に戻った朝鮮人が、自分を救った日本人に「いろいろの土産」をもってきて「お礼」を言ったことが記されている。記事は、救済をした日本人が朝鮮人からお礼の言葉を聞いたときの感想を紹介して終わる。「朝鮮人にとって、救われたことがそれほど嬉しかったかと思うと涙が出ます。しかし今となって思えば、まったくあのさわぎは夢ですね」。

特異性の打消しの方法として第三に挙げられるのは、〇〇や××といった伏字の利用である。事後に朝鮮人の暴行に言及する場合、ほとんどの出版物で、伏字が用いられている。先にあげた『十一時五十八分—懸賞震災実話集』から例をあげる。

「あははは、ざまあ見ろ！」不意にどす黒い〇〇〇〔中略〕×××が、高々と笑いました。彼の目は〇〇者のみの持つ野獣的な殺気に輝いていました。〔中略〕そしてこれが最初に見た〇〇でした。(『十一時五十八分 懸賞震災実話集』: 311)

²³ 『十一時五十八分—懸賞震災実話集』は震災から7年後に出版された、震災経験の実話集。

伏字が使用されていたとしても、当時の読者にとって、記述されているのが朝鮮人の虐殺場面であると理解することは容易だったと考えられる。そう考えれば、伏字の使用は、出来事を不可視化し、隠滅する機能というよりは、「このことについては語ってはいけない」というメタメッセージを届けることで、朝鮮人と虐殺事件について語ることをタブー化する機能を果たしていたと考えることができる。

最後に挙げられるのは、先に若干、触れた自然災害化である。暴力事件という人為的な出来事
の自然災害化は、朝鮮人自身による虐殺された同胞に対する追悼会について報じる新聞記事によく現れている。『東京朝日新聞』には1923年から4年間に渡って16本の追悼会の記事が掲載されているが、暴行による被害者に他ならない朝鮮人犠牲者が記事においてそういう者として明示的に記されたことはほとんどない（表1参照）。「非業の死」「横死」など自然災害による被害者と見分けのつかない形²⁴で表現されるのが一般的だった。

表1 追悼会記事における朝鮮人犠牲者の名称

	掲載日	朝鮮人犠牲者の名称（記事の見出し）
①	1923.10.24	震災中非業の死を遂げた朝鮮同胞（朝鮮人の大追悼会）
②	1923.10.28	朝鮮人遭難者（朝鮮人の追悼会）
③	1923.10.29	朝鮮同胞（同胞追悼に悲憤の鄭然圭氏）
④	1923.10.29	横死鮮人（涙を隠して横死鮮人追悼会）
⑤	1924.1.17	虐殺鮮人（集会（「虐殺鮮人追悼会」））
⑥	1924.3.17	日鮮人（日鮮人の追悼会 巡査警戒裏に悲憤の演説）
⑦	1924.3.18	震災犠牲者（追悼会の侮辱）
⑧	1924.8.23	不慮の横死（鮮人団の追悼会 横死者の為め 警視庁目を光らす）
⑨	1924.8.26	震災のため横死せる鮮人（震死鮮人追悼会）
⑩	1924.8.29	同胞鮮人（集会（同胞鮮人追悼法要））
⑪	1924.9.1	朝鮮人外邦人大震災殉難者（殉難外人の追悼会）
⑫	1924.9.6	（少数のお詫び 昨夜の鮮支人 殺しの懺悔会）
⑬	1924.9.14	震災当時あらぬ風説のために憐れ幽明を異にした同胞（追悼会遂に解散を命ぜらる 物々しい警戒裏に開会した）
⑭	1925.9.21	震死朝鮮人（鮮人追悼会遂に解散 中止又中止五名は検束）
⑮	1926.9.29	大震災で横死した鮮人（鮮人追悼会の騒ぎ 十七名検束）
⑯	1927.10.1	鮮人震災横死者（四十名を検束）

²⁴ 「非業の死」も「横死」も殺害された場合のみならず、災害死の場合にも使用されるのは当時も今日と同じである。

②の記事では「朝鮮人遭難者」という言葉が用いられているが、「遭難」は、山や海で命に関わる危険に遭遇した場合、特にレジャー時に危険に遭遇した際に頻繁に使用される表現であることは、当時も現代と同様である。

ここまで言説空間における特異性を消去する方法、すなわちロジックや表現を四点に分けて論じてきたが、これらのロジックや表現は、朝鮮人をただ語られるだけの客体、純粋な記号に貶めている点で、先に論じた象徴的記号化暴力に他ならない。事後の言説空間においても、朝鮮人は痛みを感じ、痛みを訴え、自分について語る存在としての人間という位置にはいないのである。そのことはたとえば、特異性を消去するそれぞれのロジックを殺された朝鮮人または殺されたかもしれない朝鮮人が読んだとき、どう感じるのか、その言説に耐えられるのかと問うときに、明らかになる。たとえば日本人の美名化の言説も、日本人の被害者化の言説も、殺された朝鮮人や殺されたかもしれない朝鮮人が黙って聞いていられる言説ではない。象徴的記号化暴力は関東大震災の前から始まり、それが流言の形で凝縮的に発揮された後も、まさに流言について語る中で振るわれ続けていたと言える。

最後に言説間の構造そのものが象徴的記号化暴力だった点を指摘しておきたい。新聞では社説などで流言と虐殺についてしばらくの間、原因や責任をめぐって時に政府、時に民衆を批判したが、一貫して流言を事実として報じた自らの責任について論じることはなかった。一方、当局は、不十分ながら一部の自警団を司法の場で裁いたものの、やはり自らの責任を論じること、責任をとることもなかった。さらに、民衆が主体となって形成された自警団は、政府を批判することはあっても、自警団を自ら根本的に批判することはなく、自警団への対処が厳しいとして政府に不満を表明し、批判することもあった²⁵。自警団は、「震災後の秩序回復につとめたその功績を忘却し、恐怖感乱した非常時に行った非常手段を容赦なく検挙収監して、さながら厄介な重大犯人のごとく扱うは、人権蹂躪も甚だし」（1923年10月29日『報知新聞』）と人権を楯に朝鮮人虐殺を正当化する主張もしている。メディアと国家権力と民衆という三つの主体は責任のなすりつけあいをしていたといえる（郭、2024: 34 - 36）。この責任のなすりつけあいという言説間の構造が存立していた条件は、朝鮮人が語らないことである。殺された／殺されたかもしれない朝鮮人の視点に立てば、自らを免罪し他を批判する三つの言説は、責任回避のための言説としてしか現れないだろう。三つの主体から発せられていた言説とその関係の構造は、朝鮮人が語らないことを前提に成立しており、またそれ自体、朝鮮人を語らない存在として見なすように人々を促す。この意味で、三つの主体から発せられる流言と暴行に関する批判的言説は全体として、それ自体、象徴的記号化暴力だったと言える。

冒頭で述べたように、関東大震災後も外国人犯罪流言は反復している。戦時中には、朝鮮人が人肉を食べたというものや、米軍の空襲を誘導するために朝鮮人が灯りをつけて待機していたというものなど、むしろ都市伝説という類型が適切な流言が長きに渡り、日本各地で拡散している。この時期の多くの流言において朝鮮人の言動にリアリティを付与しているのは、もはや生活

²⁵ 一般の民衆が書いた作文などではしばしば自警団の尽力や功績が称えられている。

世界における朝鮮人の現実ではなく、朝鮮人という言葉がもつイメージであり、そのイメージと語られている出来事（ストーリー）との間の適合性である²⁶。この時期の流言で、朝鮮人はもはや生活世界の現実とは無関係な、物語の中のキャラクターに近似的な存在と化している。それは、象徴的記号化暴力が関東大震災後も反復された結果だと言えるのではないか。

次節では、戦後の大災害である東日本大震災時の外国人犯罪流言について規模と内容を明らかにしたうえで、発生の要因を考えてみたい。

3. 東日本大震災時の外国人犯罪流言：外国人犯罪神話の形成

(1) 流言の実態

東日本大震災時における外国人犯罪流言をめぐって、私は2016年9月から10月までの間にアンケート調査を行っている。以下では調査結果から流言の実態にアプローチする²⁷。なお、アンケートの対象者は、仙台市の3つの区（青葉区・若林区・宮城野区）と東京都新宿区に在住する20歳から69歳までの日本国籍者で、選挙人名簿から無作為に抽出した。各区700票ずつ配布した。つまり仙台市3区2100票、総2800票である。有効回収は全体で944票（回収率34%）だった。仙台市3区は770票（回収率37%）であり、新宿区は174票（回収率25%）だった。

まず、どの程度の人が外国人犯罪流言を聞き、またそれを信じて受け入れたかという点であるが、外国人犯罪流言を聞いた割合は、仙台市3区では52%、新宿区では40%であり、聞いた人の内でそれを信受した割合は、仙台市3区、新宿区共に86%だった²⁸。ほとんどの人が流言を信じていたのである。

次に、流言の標的になった外国はどこの国や地域の人か。仙台市3区では、6割以上の人が中国系の人を犯人とする流言を聞き²⁹、2割以上の人が、朝鮮・韓国系の人と東南アジア系の人を

²⁶ 朝鮮人食人流言の拡散の複雑な背景については拙著（郭、2023：259-272）参照。

²⁷ アンケート実施地域は、津波浸水エリアを含む地域として仙台市若林区と仙台市宮城野区を、浸水エリアに隣接する地域として仙台市青葉区、浸水エリアから隔てられた地域として新宿区を選んだ。アンケート票は郵送によって配布回収した。詳しい分析は拙著（郭、2023：311-345）。

²⁸ 質問は「震災後、1年くらいの間に「被災地で外国人が犯罪をしているといううわさを聞いたことがありますか」と「あなたはそのうわさを信じましたか」である。アンケートでは噂を聞いた時期についても尋ねているが、うわさを聞いたと答えた回答者のうち、震災から1週間が経ったところから2か月以内に聞いたと答えた回答者の割合がもっとも高く、仙台市3区で76.9%、新宿区で58.5%だった。

²⁹ 中国人が主要なターゲットになった背景には、震災の一年前の2010年9月に起きた尖閣諸島沖での中国漁衝突事件発生以降の反中言説の広がりや反中意識の高まりが考えられる。

犯人とする流言を聞いている。新宿区も基本的には仙台市三区と同じ傾向である。日本の近隣アジアの人々がターゲットにされていたことがわかる³⁰。

次に流言の内容であるが、「噂はどのようなものだったのか」という問いに対して、仙台市三区の場合、「略奪・窃盗」を選択した回答者が流言を聞いたと答えた回答者の97%に達していた。ついで、高い割合を示したのが、「遺体損壊」の28%だった。新宿区でも「略奪・窃盗」は仙台市三区と同水準だが、「遺体損壊」は約4%で、仙台市3区と大きな開きがある。流言の内容については自由回答の形でも尋ねている。それによると、「略奪・盗難」に該当するものとしては、「スーパーや空き家から盗難をしている」という流言が拡散していたことがわかる。また「遺体・損壊」に該当するものとして、仙台市3区では、「津波浸水地域の遺体から指を切断して、指輪を盗んでいた」という流言が広範囲に拡散していたことがわかる。自由回答欄には、「中国人が大勢やってきて空き家から物を盗んでいる。遺体の指を切断し指輪を奪っていたそうさ」など外国人の指輪泥棒流言に関する記述は62件に上る。なお、「略奪・窃盗」を選択した回答者が仙台市3区の全回答者(770)に占める割合は、14.4%である。

(2) 外国人犯罪流言拡散の共時的メカニズム

アンケートでは「外国人が犯罪をしているという以外の犯罪に関する噂(以下、非外国人犯罪流言)」についても質問をしている。その結果を見ると、非外国人犯罪流言も聞いたことがあるという回答が仙台市3区で5割程度、新宿区で4割程度であり、「信じた」という回答が仙台市3区で9割、新宿でも9割に達しており、外国人犯罪流言と同程度に拡散・信受されていたことがわかる。このことは何を意味するのだろうか。単に外国人を犯人とする流言が広がったのと同じように、日本人を犯人とする流言が広がったことを意味するのだろうか。おそらくそうではない。非外国人犯罪流言に関する自由記述欄には、「被災地で窃盗が横行していた」のように犯人ではなく、犯罪の事実そのものに焦点が当てられて語られていたことがわかる。純粹に論理的に考えれば、非外国人犯罪流言における犯人は日本人であるが、そもそも犯人そのものに焦点が当てられていないのである。当時、多くの日本人による犯罪が行われており、報道もされていた³¹が、日本人の行った犯罪として明示的に語る流言が拡散した痕跡は見当たらない。

³⁰ 選択肢には「左記(中国系・朝鮮・韓国系・東南アジア系)以外のアジアの人々」、「その他」、「特に聞かなかった」を用意したが、「特に聞かなかった」を選んだ回答者は各区とも2割から3割程度で、「その他」はほとんどいなかった(0.8%から1.6%)。

³¹ 2011年3月15日の『河北新報』の朝刊は、多賀城で店舗荒らしが起きていることや、仙台市の会社員が休業中のガソリンスタンドからガソリンを盗んで現行犯逮捕された事件など、災害に便乗した盗みが相次いでいると報じている。逮捕された人物は、「会社員(24)」とのみ記されている。犯罪に関する報道では、外国籍者であれば、その国籍を記し、日本国籍者であれば、国籍は記さず、職業等の社会的属性と年齢を記すのが通例なので、逮捕された人物は日本人であると考えるのが合理的であるし、またそう読むのが一般的であろう。同年3月中は、『朝日新聞』や『毎日新聞』、『読売新聞』でも日本人による犯罪と考えることが合理的な犯罪に関する記事が何本か掲載されている(郭、2003: 308 - 309)。

興味深いのは、アンケートの「非常時における日本人の言動や態度」と「非常時における外国人の言動や態度」に関する回答の落差である。すなわち、「非常事態において日本人は秩序正しい」と考えている回答者はおよそ仙台市3区で7割（新宿区でおよそ6割）であるのに対して、「非常事態において外国人は秩序正しい」と考えている回答者は仙台市3区で2割弱（新宿区は1割強）と著しい差がある。日本人への信頼度の高さは、非外国人犯罪流言が、被災地で日本人が犯罪を行っていたことを示唆するものでありながら、そういう形で明確に意識されていた訳ではないこと、犯人ではなく、犯罪そのものに焦点が当てられ、被災地では犯罪が横行していたという形で意識されていたことを傍証している。実際、非外国人犯罪流言の信受と、非常時の日本人の秩序正しさの信受との間に、統計的に有意な関係は見られない（相関係数は、0.011）。非外国人犯罪流言は、犯人が誰であるかを明瞭に意識しないままに、したがって、それが示唆するはずの日本人の犯罪を否定も肯定もしないままに、人々に信受されていたと考えられる。非外国人犯罪流言は犯罪そのものが焦点化された被災地犯罪流言というべき流言であり、流言が示唆する日本人の犯罪はフッサールの言う中立性変様³²を被っていたと言えるかもしれない。

ここで想起したいのは、震災後のメディアがしばしば海外の報道を引用しつつ、日本人の震災時の対応の冷静さや被災地の秩序正しさを強調していたこと³³、すなわち当時、日本人鼓舞言説が一つの支配的な言説になっていたことである。この日本人鼓舞言説は、もう一つの支配的な言説である、上述の被災地犯罪言説と明らかに矛盾する。あるいは認知的不協和をもたらす。被災地犯罪言説は日本人犯罪言説を潜在的に含んでいるからである。そうであるにも関わらず、相矛

³² フッサールは中立性変様について「それが加えられるとどのような臆見的（doxisch）様相もみな或る種の仕方で全く停止させられ、全く力を殺がれるというものである——しかし、それは、否定とは全く別の意味において、である」（フッサール、1984 [1950] : 177）と述べている。また例として絵（具体的には、デューラーの「騎士と死と悪魔」を鑑賞するときの意識の働きを挙げている。この場合、「黒色の線で書かれた、色つやのない、小さな図案」に対して、私たちは「客観として配意しているのではない」。配意しているのは、「写像において描き出された実在物、もっと正確に言えば、「模写されたところの実在物、肉と血とを備えた騎士等々である」。このように中立性変様は絵を見るときや、演劇を鑑賞する際、小説を読む際に典型的にみられる意識である。たとえば舞台上の街並みや建物や樹木が現実のものと異なっているが、少なくとも演劇の世界に没入している限りは、そのことを意に介すことはないだろう。演劇や小説といった表象媒体における中立性変様については小熊（2013）参照。流言が一つの表象媒体であることを考えるとき、流言の理論構築において、中立性変様の概念は有意義だと考えられるが、本項ではこれ以上、論じることはできない。

³³ たとえば「海外の人々は、日本の被災者たちの沈着で節度ある態度に賛嘆を惜しまない。苦境にあっても天を恨まず、運命に耐え、助け合う。日本の市民社会に対する世界の信頼は少しも揺らいでいない」（2011年3月16日『朝日新聞』）というコラムや「巨大地震に見舞われながら落ち着いて行動する人たちの姿は世界で大きな感動を呼んでいるといい、同じ国民として誇らしく思う」（2011年3月23日『読売新聞』投稿欄）という投書など。

盾する二つの言説は共に維持されていた。それは、なぜか。何が被災地犯罪言説と日本人鼓舞言説の間で生じる認知的不協和を解消したのか。

この矛盾を解消し、あるいは認知的不協和を解消したのが、まさに外国人犯罪流言だったと考えられる。外国人が犯罪をしていると考えさえすれば、被災地に犯罪が横行していると語り、あるいは信じつつ、日本人が秩序正しいと語り、信じていることができるからである。アンケートの外国人犯罪に関する自由記述欄にはこの間の事情を端的に示す記述があった。「ボランティアに行ったとき、犯罪の話を聞いた。日本人がしたと思いたくなかった」。

犯罪統計からは東日本大震災後に外国人が災害便乗型の犯罪をしたと考える余地はほとんどない（郭、2023：307-308）。したがって、外国人犯罪流言は、外国人の客観的事実ではなく、日本人の側の主観的、もしくは間主観的意識とそれらの意識と相関する言説の構造が産出したものだと考えざるを得ない。そう考えた場合、東日本大震災の外国人犯罪流言は、被災地犯罪言説が垣間見せてしまう日本人鼓舞言説の虚構性を遮蔽する機能、端的に言えば、外国人に汚名を着せ、日本人の美名を守る機能を果たすことで拡散したのだと考えることができる。

4. 外国人犯罪流言の反復

関東大震災時に外国人犯罪流言（朝鮮人犯罪流言）の拡散した要因としては、2節で見てきたように、暴力的な植民地支配の実践と朝鮮人を鬼と見立てる象徴的記号化暴力としての植民地主義的言説の累積が大きかったと考えられる。関東大震災時の流言はそれ自体、反復されてきた象徴的記号化暴力の凝縮的实践だったのだ。したがって、なぜ抑制が利かなかったのかという冒頭の問いに対しては、それが習慣化されていたために、暴力であると認識されてこなかったからだと言えるだろう。既に見た通り、象徴的記号化暴力は関東大震災時の流言と暴力を事後的に振り返って語る際にも振るわれていた。それは流言と暴力について反省的に批判の眼差しを向けるときも同様であった。このことが、関東大震災以降も外国人犯罪流言が反復的に拡散してきた背景をなしていると考えられる。

では、関東大震災時とは時代的な背景が大きく異なる東日本大震災において、外国人犯罪流言が拡散したのはなぜか。東日本大震災時の流言においてターゲットになった外国人が主要には中国人であり、それ以外には韓国・朝鮮、そして東南アジアだったことを考えれば、戦前の植民地主義的言説の影響は否めないだろう。しかしながら、先述したように生活世界において推定無罪の原則が基底的な規範として機能していることに加え、特に今日において、多文化共生や人権に関わる言説が一つの支配的な言説となり、一定の規範的な拘束力を持っていることを考え合わせれば、植民地主義的言説の影響だけで外国人犯罪流言の拡散を説明するのは不十分であろう。植民地主義的見方、あるいは日本型オリエンタリズムに影響された流言を抑制する力が働かなかった要因は何かと問う必要がある。3節では外国人犯罪流言が被災地犯罪言説と日本人鼓舞言説の矛盾を解消する役割を果たすことで拡散してきたと述べたが、これを前提に考えれば、その要因はそれ自体流言と言うべき疑わしい日本人鼓舞言説だったと言えるだろう。被災地犯罪流

言が示す日本人による犯罪の疑念を抑圧し、日本人のモラルの高さを称揚し、信仰を深める中で、誰かを一方的に犯罪者として語るべきではないというモラルが崩壊していたのである。

文献

- 東京市学務課編、1924、『震災記念文集—東京市立小学校児童 尋常一年の巻～尋常六年の巻、高等科の巻』培風館。
- 震災共同基金会編、1930、『十一時五十八分—懸賞震災実話集』東京朝日新聞社。
- 初等教育研究会、1924、『子供の震災記』目黒出版。
- 小熊正久、2013、「中立性変様とその諸形態」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』第10号、49-68。
- 琴秉洞編、1997、『関東大震災朝鮮人虐殺問題関係資料Ⅰ 朝鮮人虐殺関連児童証言史料』緑蔭書房。
- 警視庁、1925、『大正大震災火災誌』。
- 郭基煥、2023、『災害と外国人犯罪流言』松籟社。
- 郭基煥、2024、「災害時の外国人犯罪神話 選民意識とパニック」『被災学創刊号』東北学院大学、31-42。
- フッサール、エドムント、1984、『イデーエン（Ⅰ - Ⅱ）—純粹現象学と現象学的哲学のための諸構想 第一巻 純粹現象学のための全般的序論』（渡辺二郎訳）、みすず書房＝【Husserl, Edmund (1950). Ideen zu einer Reinen Phaenomenologie und Phaenomenologischen Phiposophie: Erstes Buch: Allgemeine Einfuehrung in die Reine Phaenomenologie. Herausgegeben von Biemel.】[1950]: 177。
- 日本消防協会編、1996『阪神・淡路大震災誌』日本消防協会。

（かく きふあん・東北学院大学）